

(仮称) 第 4 期男女共同参画行動計画策定方針 (案)

1. 計画策定の背景

◆本市では、平成 7 年に「和泉市女性行動計画 (オアシスプラン)」を策定し、平成 17 年に「第 2 期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン)」平成 19 年 8 月に「和泉市男女共同参画推進条例」を制定した。また、平成 27 年には、「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン)」と、新たに「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画 (DV 防止基本計画)」を策定し、男女共同社会の実現及び DV の防止と被害者の保護・支援に向けた施策を推進してきた。令和 8 年度末で計画期間が終了となることから、今日の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な取り組みを引き続き推進するとともに、様々な状況におかれた女性を支援していくため、計画を策定する。

和泉市におけるこれまでの取り組み

計画年度	計 画	内 容
H7~H16	和泉市女性行動計画 (オアシスプラン)	男女が平等に生きることのできる社会の実現をめざし、固定的な性別役割分担を見直し、「男女平等社会をめざす新しい文化の創造」を基本理念として、女性問題の解決を図るための総合的な施策を進めてきた。
H17~H26	第 2 期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン)	平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、男女共同参画社会の実現のための取組を行ってきた。
H27~R8	第 3 期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン) 及び和泉市配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画 (DV 防止基本計画)	女性の活躍による地域や経済の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、配偶者等からの暴力の根絶等をより一層推進し、男女共同参画社会の実現も取組を行ってきた。

2. 計画の概要

(1) 男女共同参画

◆男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下、「女性活躍推進法」という) 第 6 条第 2 項の規定に基づく計画

◆和泉市男女共同参画推進条例第 3 条の 7 つの事項を基本理念とする。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会制度・慣行についての配慮
- ③ 政策・方針の立案及び決定への共同参画

- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的動向への配慮
- ⑥男女の生涯にわたる健康な生活への配慮
- ⑦性同一性障がい等の人権の配慮
- ◆現計画の目指す方向「個人の尊厳を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現」を引き継ぐ。
- ◆社会情勢や男女共同参画に関する環境の変化や個別の男女共同参画に関する法律の施行等を受けた見直しも行い、これまでの取組を発展させた新たな施策展開を図る。

(2)困難な問題を抱える女性への支援

- ◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という）第8条第3項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づく計画
- ◆両法律は政策的に関連性が大きいいため、本市におけるDVや困難な問題を抱える女性支援の実情を踏まえて一体的な施策展開を図る。

3. 計画の基本的な考え方

- ◆前例にとらわれない、和泉市独自の計画を策定する。
- ◆本市の各種計画を横断的にマネジメントできる計画とする。
- ◆各種統計データや実態把握等、エビデンス（根拠）に基づく十分な検証を行い、柔軟な見直しが行える計画とする。
- ◆課題別施策については、活動指標・成果指標*と目標を設定する。
また、施策の実施状況変化に応じて原因分析を行い、施策を見直す。

「活動指標」とは：事務事業として何をどれだけ実施したかを示すもの
「個別目標の具体的な成果を示す要素であること」と「定期的に数値を測ることができること」とする

「成果指標」とは：活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示すもの
「個別目標が達成された状態」における達成レベルを数値として設定する

4. 計画策定にかかる協議及び意見聴取の場

◆庁内体制（資料2 推進体制体系イメージ図）

「和泉市男女共同参画施策推進本部」において、計画策定に向けて検討する。
各課へのヒアリングを行う。

◆和泉市男女共同参画審議会

和泉市男女共同参画推進条例第16条の規定に基づき、審議を行う。
和泉市人権擁護審議会と連携する。

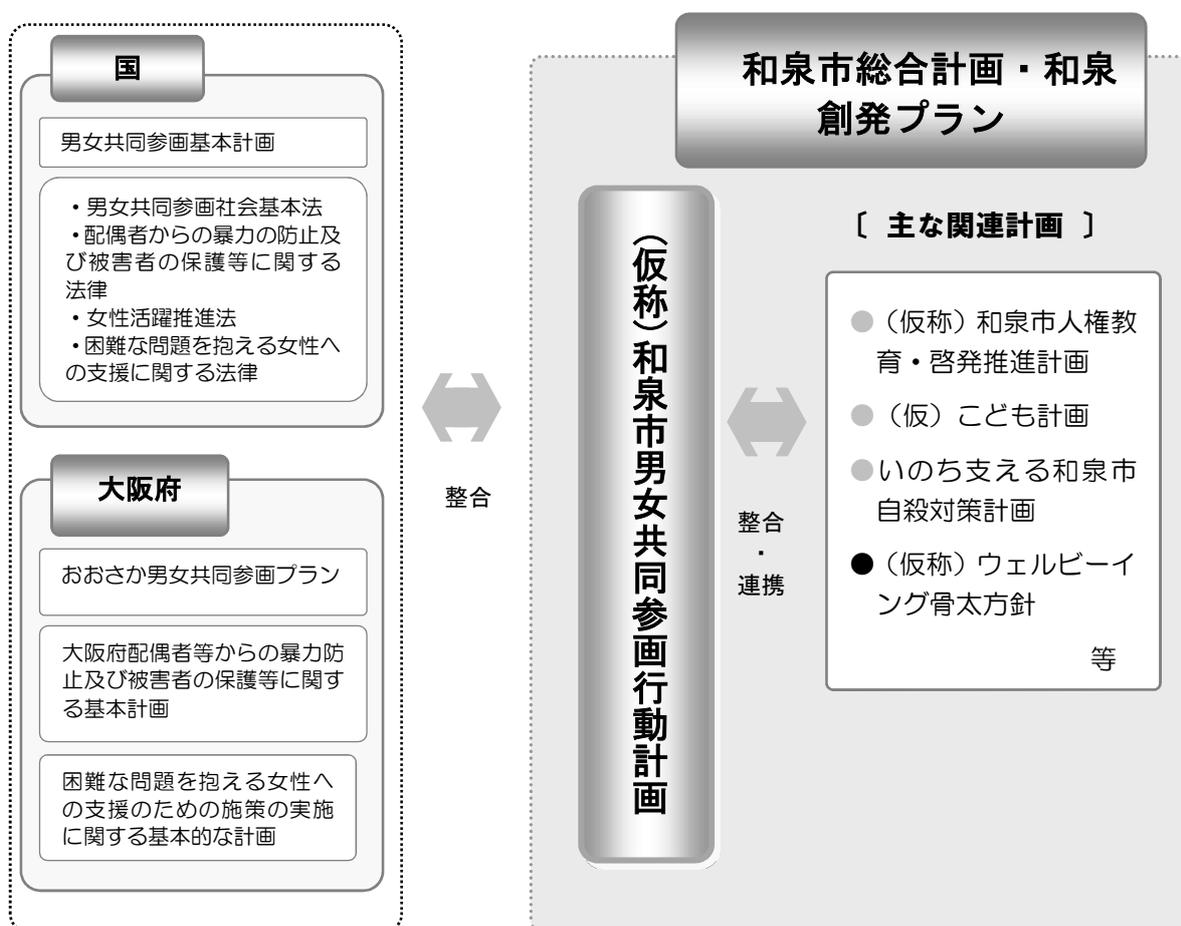
◆市民参画

男女共同参画に関する市民の意識・実態等を把握するため、市民意識調査を実施するとともに、フォーラム、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、市民参画を進める。

5. 計画の位置づけ

◆国及び大阪府が策定した関連計画及び和泉市総合計画・和泉創発プランをはじめ、市が策定している計画等と整合性を図り策定する。

◆計画策定過程において、(仮称)第2期和泉市人権教育・啓発推進計画と相互に連携する。



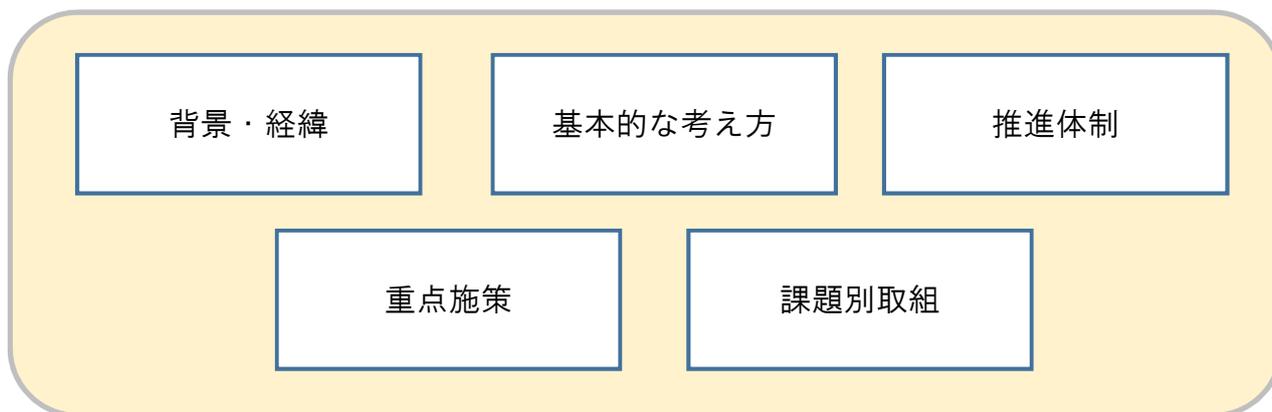
6. 見直しのポイント

- ◆和泉市独自の計画とする。
- ◆前例にとらわれない、新しい施策を積極的に取り入れる。
- ◆各種統計データや実態把握等、エビデンス（根拠）に基づく計画とし、状況変化に応じて柔軟な見直しを行う。
- ◆施策について、成果指標・活動指標と目標値を明確にすることにより、本市の各種計画の横断的なマネジメントを行う。
- ◆アクションプランにより、関係各課の取組の進捗状況の管理を行う。
- ◆「自助・共助・公助」の相互の連携を行う。

7. 計画期間

令和9年度から令和18年度
※状況に応じ中間見直しを行う。

8. 計画の構成イメージ



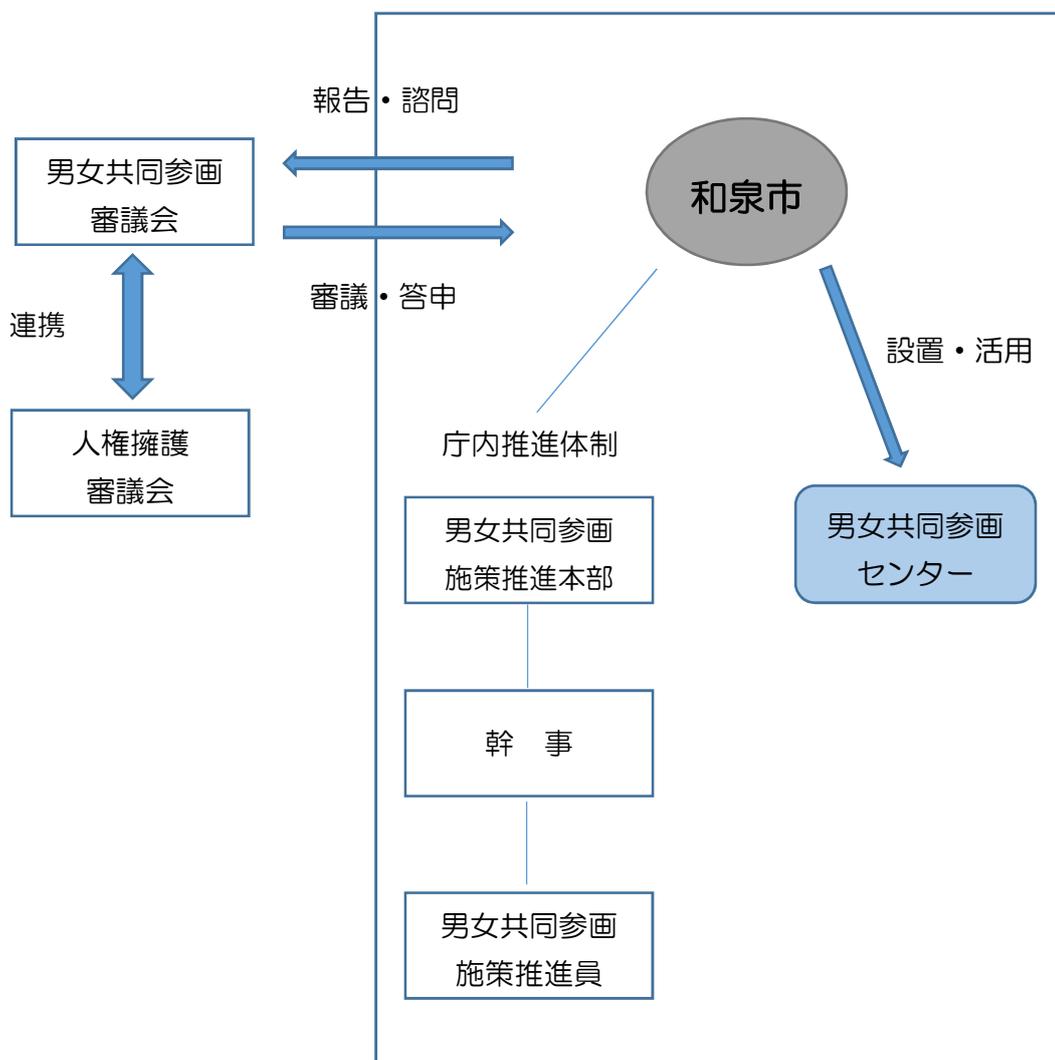
9. 計画策定のスケジュール

日 程	内 容
令和7年2月	和泉市男女共同参画施策推進本部の開催 男女共同参画行動計画策定方針（案）の審議
令和7年4月	和泉市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画行動計画策定方針の策定
令和7年7月	事業者選定（公募・契約）
令和7年11月	和泉市男女共同参画審議会の開催
令和7年11月	市民意識調査
令和8年4月	和泉市男女共同参画施策推進本部の開催
令和8年5月	和泉市男女共同参画審議会の開催
令和8年7月	和泉市男女共同参画施策推進本部の開催 男女共同参画行動計画（素案）の審議
令和8年8月	和泉市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画行動計画（素案）の諮問
令和8年10月	和泉市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画行動計画（素案）の答申
令和8年12月	和泉市議会第4回定例会 男女共同参画行動計画（素案）の協議会報告
令和9年1月	パブリックコメント
令和9年2月	和泉市男女共同参画施策推進本部の開催 男女共同参画行動計画の策定報告

資料1 主な男女共同参画関係法

名 称	施行年
男女共同参画社会基本法	平成 11 年
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 61 年
ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 年
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 22 年
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 28 年
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成 30 年
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和 6 年

資料2 推進体制体系イメージ図



<参考>

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

■和泉市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うように考慮すること。

(6) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(7) 性同一性障害者等の人権について配慮されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者と協力して取り組むものとする。

(男女共同参画行動計画)

第12条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画行動計画を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たり、和泉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるようにしなければならない。

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。

5 市長は、毎年度、男女共同参画行動計画の実施状況等を公表しなければならない

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するために、必要な調査研究を行い、結果を公表する。

(男女共同参画審議会)

第16条 本市に和泉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画行動計画に関し、第12条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 前条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 審議会の委員の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

■和泉市男女共同参画センター条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を促進し、男女共同参画社会の形成を推進するため、和泉市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。

（事業）

第4条 男女共同参画センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための講座等の開催及び啓発事業に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の実現を目指す市民活動の支援及び交流の場の提供に関すること。
- (4) 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業